

令和3年度 伐木作業等労働災害防止強化期間 実施要綱

1 趣旨

熊本労働局管内において、令和3年1月1日以降、伐木作業における死亡労働災害が多発傾向となっている。

伐木作業時の死亡労働災害が多発している要因は様々あるが、伐木作業等における基本動作が守られていなかったことが大きな要因と考えられる。

伐木作業等労働災害防止強化期間は、安全衛生対策の取り組みを強化することにより、現場作業に従事する労働者一人一人の安全衛生意識を高め、労働者の安全確保の取り組みをより一層推進することを目的とする。

2 期間

令和4年1月14日から令和4年2月28日まで

3 主唱者

熊本労働局

4 実施者

熊本労働局管内にて伐木作業に従事する事業者

5 主唱者の実施事項

- (1)安全パトロールの実施
- (2)関係団体に対する文書要請
- (3)関係業者に対する自主点検の実施

6 実施者の実施事項

- (1)経営トップが安全衛生にかかる所信を表明し、労働者へ周知すること。
- (2)経営トップや安全管理者等により、安全パトロール等を実施すること。
- (3)事業場内の安全衛生管理体制を整備し、安全衛生活動の活性化を図ること。
- (4)伐木作業従事労働者に対する雇入れ時教育及びチェーンソー取扱い特別教育等の安全衛生教育の徹底を図ること。
- (5)チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインを遵守すること。
- (6)伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底を図ること。
- (7)現場での労働災害防止のための基本的ルールを順守させること。